



水土里ネット宮川用水

宮川用水土地改良区

発行所
宮川用水土地改良区
三重県伊勢市河崎1丁目11-8
●管理課 管 理 係 ☎0596-28-6155
施 設 係 ☎0596-28-6155
工 事 係 ☎0596-28-6156
●総務課 賦課徴収係 ☎0596-28-6157
総 務 係 ☎0596-28-6177
●http://miyagawa.cc ●e-mail info@miyagawa.cc
印刷 (有)ミナミ印刷

宮川用水土地改良区



栗生頭首工(国営施設応急対策事業)

取水工ゲート及び除塵機整備

- **令和2年度 賦課金及び決済金について** 詳細は5・8・9ページをご覧ください。
令和2年度の賦課金額及び決済金額が決まりました。
- **国営施設応急対策事業、県営事業及び土地改良区の事業について** 詳細は10・11ページをご覧ください。
宮川用水管内で実施中の工事状況等です。
- **台湾シジミ対策について** 詳細は12ページをご覧ください。
管内で被害が発生している「台湾シジミ」についての報告です。
- **利水調整規程の制定について** 詳細は13ページをご覧ください。
- **節水のご協力と水利用について** 詳細は14ページをご覧ください。
水は限りある資源です。節水にご協力下さい。

理事長挨拶



春日華麗、清々しい季節を向かえ、新型コロナウイルスが猛威を振り早期の終息が待たれる中、新年度となりましたが、皆様方におかれましては、益々ご健勝

のこととお慶び申し上げます。

会議のみならず卒業式、入学式等の晴れやかな行事の開催が危ぶまれる中、先般の第64回通常総代会におきましても関係機関を通じ多人数での会議等を自粛するようにと通達があり、少人数での開催とし書面議決とさせて頂いた所です。

さて、昨年は、日本各地で台風やゲリラ豪雨に見舞われ災害が起きました。被災されました地域においては一刻も早い復興をお祈り申し上げるところです。

私どもとしましても、できる限り見聞を広め、知識を習得し、このような災害や東南海トラフ地震にも対応していけるよう降雨や地震、津波に対する事前の準備を含め、遠隔監視制御システム等の主要施設を斎宮調整池管理事務所へ移転するなど、出来るところから取り組んでいきたいと考えています。

こうした中、政府では、「既存ダムの洪水調整機能の強化に向けた基本方針」が決定されましたが、ダムやため池だけでは到底処理できません。国土の大半を占める森林や農地の洪水調整機能においても評価されることが重要では無いかと考えています。

私どもとしましても水源地域であります宮川上流域の台風等で荒廃した山林に植樹活動をして参りましたが、三重県の宮川流域ルネッサンス協議会とも連携し水源地域の保全に努めて参りたいと考えています。

さて、農水省は、人・農地プランの実質化を通じ、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や基盤整備に取り組み、さらに、経営規模や法人・家族の別など経営形態に関わらず、将来にわたり農業を継続する者への農地をはじめとする経営基盤の円滑な継承を推進していくとしています。農業の成長産業化、国土強靱化から基盤整備を推進していくことになるようです。

私どもの管内におきましても基盤整備工事等が進められていますが、今年の冬は例年に無く暖冬で、天候にも恵まれ、関係する工事は順調に進みました。

国営応急対策事業では、粟生頭首工の取水門、除塵施設等を改修して頂きました。

この除塵施設については、これまで取水口に入っ

理事長 奥山伊助

た流木や枯れ葉等をスクリーンで堰き止め、それらをすくい上げ、陸上において処理をするという方式を採っていましたが、今回の除塵施設は、河川から取水口に入らない方式を採用して頂きました。

これにより、陸上での処理が無くなり、維持管理作業の効率化が見込まれること、また、環境にも配慮した構造となっているため、河川に生息する生物に与える影響も少ないと考えられ、この施設に対し大きな効果と期待を持っているところです。

次に、国営関連の県営事業ですが、三重県におきまして、昨年度の国の補正予算は要望額通り割り当てられました。

これも、ひとえに皆様方のご理解、ご協力の賜と感謝する次第です。

これによりまして、多くの地区が終盤を向かえることとなります。関係地区におきましては、工事等で大変ご迷惑をおかけしていることと思いますが、引き続きご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

これらの事業で幹線水路が、パイプライン化され、これに伴い、関係集落では末端施設のパイプライン化に向けた事業申請がなされるようですが、これにより更に水資源の有効利用が図られることが期待されます。優良農地を次世代に引き継いでいくための素晴らしい取り組み、決断であると敬意を表するとともに、今後も拡大されることを望む所です。

次に、土地改良法の改正に伴い、規程等の新設や改正がございます。期限までに順次進めていきますが、今年度は利水調整規程を創設し国土交通省から与えられた水利権の範囲内において、「宮川」の河川に流れる限られた貴重な水を有効に活用することを明記させて頂いたところです。この規程は、すべての土地改良区に制定が義務づけられていますので管内の関係土地改良区においても宮川用水の取水計画に基づいた利水調整規程が整備されていると考えています。

いずれにしましても、宮川用水が1年間で使える水の量は決まっています。また、決められたルールに基づいて取水が許されます。水があって営農が出来ると考えていますので組合員の皆様が平等に使って頂けるようご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、今年度は、災害も無く平穏な年であることをご祈念申し上げご挨拶とさせていただきます。

挨拶



宮川用水広報「第71号」の発行、おめでとうございます。

まず、宮川用水土地改良区の奥山理事長様をはじめ、組合員の皆様におかれましては、日頃から農林水産行政とりわけ農業農村整備事業の推進に格別のご理解とご支援を賜り、衷心より御礼申し上げます。

皆様方の熱意とご支援により、農業農村整備事業関連予算は令和2年度についても前年度を上回る額となり、事業を計画的かつ効率的に推進する素地が整いました。

粟生頭首工で実施中の国営施設応急対策事業「宮川用水地区」につきましても、令和元年度に取水ゲート及び除塵機の更新と土砂吐ゲートの製作等を行い、令和2年度は土砂吐ゲートの据付を行って主要な工事を完了できる見込みです。

さて、世界中で新型コロナウイルスが猛威をふるっています。多くの国が国境封鎖や学校の閉鎖、不要不急の外出禁止など、未曾有の対策をとり、旅行、娯楽や外食などのサービス業は大打撃を被り、国際分業の

東海農政局 農村振興部長 南 格

進む製造業にも様々な影響が生じています。日本では、学校給食での消費が大きい牛乳やイベント需要の高い花など、農業にも影響が生じているところです。

昨年の台風災害に引き続き、新型感染症を前にして、まずは国民の結束が問われますが、不要不急の移動によって化石燃料が大量消費される経済のありようを見つめ直す機会にも感じられます。

現在、農林水産省では、今後の農政の中期的なビジョンとして、次期「食料・農業・農村基本計画」の策定が進み、食料自給率や農産物輸出の目標、農村振興施策など、多くの論点が議論されています。強く持続可能な農業、農村を築いていくために何が求められていくのか。地域で農業・農村を支える皆様におかれましても、是非議論の輪を広げ、ご指導・ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

東海農政局としましては、所掌する施策・事業の推進に邁進するとともに、皆様の声に真摯に耳を傾け、明日の農政に反映すべく努力して参る所存です。



宮川用水土地改良区の組合員の皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、県農政、とりわけ農業農村整備の推進に格別のご支援とご協力を

賜り、厚くお礼申し上げます。

宮川用水土地改良区におかれましては、農業水利施設の管理を通じて、宮川を中心とした伊勢平野の農地に農業用水を供給することで、農業生産だけでなく、地域のコミュニティの維持にも大きく貢献をいただいております。また、斎宮調整池等の太陽光発電施設の運転管理を通じて、土地改良区施設の維持管理費の軽減だけでなく、エネルギーの供給という重要な役割も担っていただいております。引き続き、農業農村地域の持続的な発展に向けて取り組まれるようお願い申し上げます。

さて、消費者・食品事業者のニーズの多様化や食をめぐるグローバル化が進む中、環太平洋パートナーシップ協定（TPP11）、日EU経済連携協定（EPA）に引き続き、本年1月1日に日米貿易協定が発効されるなど、社会情勢は日々大きく変化しており、農林水産分野における新たな市場開拓や強い農林水産業の構築（体質強化対策）が急務となっています。

また近年は、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風による記録的大雨のため池が決壊するなど、大規模自然災害が全国各地で頻発しており、国民の生命・財産を守る防災・減災対策、国土強靱化の取組の重要性が一層増しています。

このような中、国においては、農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、農地の大区画化や水路

三重県農林水産部長 前田 茂樹

のパイプライン化、老朽化した農業水利施設の長寿命化や豪雨・耐震化対策等を推進するとともに、スマート農業の基礎インフラとして、ICTを用いた水管理省力化技術の導入等の推進が図られています。

県においては、令和2年度から5年度までの4年間を計画期間とする中期の戦略計画「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」を策定し、農業農村整備関係では、「農業の振興」の施策において、安全で安心な農産物の生産と供給および農業の有するさまざまな機能の維持と活用に取り組むとともに、「農山漁村の振興」の施策において、次世代を担う若者が地域に定着し活力を向上させる持続的な取り組みを進めるとともに、強くしなやかで魅力ある農山漁村の構築に取り組んでまいります。

また、令和2年3月に策定した新たな「三重県農業農村整備計画」に基づき、地域特性を生かした農業農村整備を計画的に進め、集中的に行われる国の施策を効果的に活用しながら、農地の大区画化の推進やICT等の省力化技術の導入などによるスマート農業に適した生産基盤の整備を進めるとともに、農業用ため池・排水機場などの長寿命化や豪雨・耐震化対策を一層推進してまいります。

宮川用水管内においても、国営宮川用水第二期事業の関連事業として、農業競争力強化農地整備事業や水利施設等保全高度化事業により、パイプライン工事を計画的に進めています。

限られた予算をより一層効率的・効果的に活用しながら、事業を推進してまいりますので、皆様のさらなるご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

第64回 通常総代会 開催

令和2年3月26日（木）、宮川用水土地改良区中央管理事務所において第64回通常総代会が開催されました。

今回の総代会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、総代全員参集による開催は見送り、規模を縮小し、書面議決を中心にした方法で実施されました。

会議では次の議案が審議され原案どおり可決、承認されました。

- 第1号議案 令和元年度一般会計第2回収支補正予算の議決について
- 第2号議案 令和元年度地区除外等決済金積立金第1回収支補正予算の議決について
- 第3号議案 令和元年度一般会計予算繰越事業の議決について
- 第4号議案 令和元年度借入金の変更に関する事項の議決について
- 第5号議案 令和2年度施行土地改良施設維持管理適正化事業実施計画の議決について
- 第6号議案 土地改良施設用地の処分の議決について
- 第7号議案 令和2年度一般会計収支予算の議決について
- 第8号議案 令和2年度発電事業会計収支予算の議決について
- 第9号議案 令和2年度太陽光発電事業積立金収支予算の議決について
- 第10号議案 令和2年度備荒積立金収支予算の議決について
- 第11号議案 令和2年度庁舎改築等積立金収支予算の議決について
- 第12号議案 令和2年度職員退職手当積立金収支予算の議決について
- 第13号議案 令和2年度津島井堰揚水機維持管理費積立金収支予算の議決について
- 第14号議案 令和2年度地区除外等決済金積立金収支予算の議決について
- 第15号議案 令和2年度賦課金に関する事項の議決について
- 第16号議案 令和2年度加入金額の議決について
- 第17号議案 令和2年度借入金に関する事項の議決について
- 第18号議案 令和2年度金銭預入先金融機関の議決について
- 第19号議案 令和2年度地区除外等決済金額の議決について
- 第20号議案 宮川用水土地改良区定款の一部変更の議決について
- 第21号議案 宮川用水土地改良区利水調整規程の制定の議決について



辻 総代(議長)

令和2年度 賦課金額 年額 **6,400円/10a**

区分 経常賦課金 3,450円 事業賦課金 2,950円

3月26日に開催の第64回通常総代会で決定されました。

令和2年度 賦課金納付期日

第1期 令和2年 4月30日

第2期 令和2年11月 2日

年額賦課金が10,000円以下の場合は、第1期で徴収します。

賦課金の納入には口座振替が便利です

口座振替依頼書は、各金融機関窓口及び当改良区にございます。

1. 納付のたび、金融機関へ出向く必要がありません。
2. 期日ごとに口座振替され、納付忘れがなく確実です。
3. 手数料はかかりません。(土地改良区が負担します)

便利!

安心!

取扱金融機関(納付場所)

J A伊勢・J A多気郡・J Fマリンバンクみえ
百五銀行・第三銀行・桑名三重信用金庫・ゆうちょ銀行

※百五・第三・桑名三重信・ゆうちょの窓口での納付は、手数料がかかります。

組合員のみなさまへ

土地改良区の賦課金は、土地改良事業の効果が得られる農地(受益地)であれば、耕作放棄地や用水を利用しなくなった農地でも、水利用の有無にかかわらず地積割で賦課金がかかります。

賦課金は土地改良区の運営の主財源であり、施設の維持管理費や事業負担金の償還等へ充てられます。ご理解、ご協力をお願い致します。

滞納処分について

期限内に納入されない方に対して、督促状を送付し電話、臨戸訪問等により自主納付を促しています。再三の催告にも応じず納付相談の連絡もない等、納付の意志が見られない悪質な滞納者に対しては、納付されている方との公平性を保つために、土地改良法第39条の規定により理事会で議決された組合員に対して差押えを行います。

滞納処分とは財産(給与、預貯金、不動産等)を差押え滞納金へ充当することです。財産調査・滞納処分は法律の規定により滞納者の了解無く行うことができます。

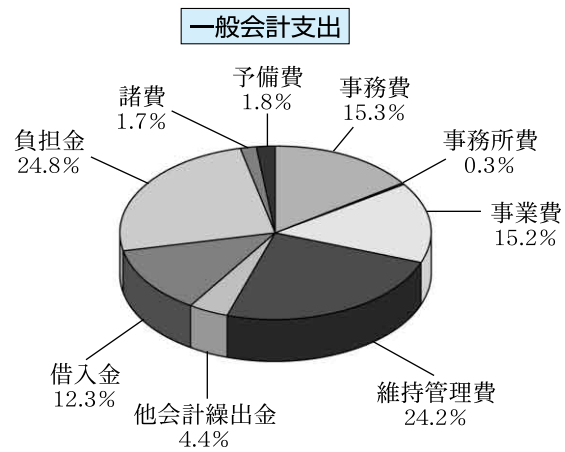
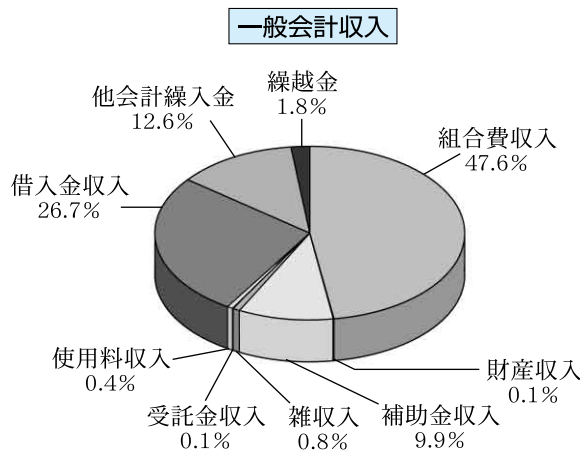
令和2年度収支予算書

(令和2年3月26日 第64回通常総代会議決)

一般会計

(単位 千円)

収 入		支 出	
科 目(款)	予 算 額	科 目(款)	予 算 額
1. 組 合 費 収 入	267,282	1. 事 務 費	85,686
2. 財 産 収 入	462	2. 事 務 所 費	1,963
3. 補 助 金 収 入	55,500	3. 事 業 費	85,113
4. 雑 収 入	4,680	4. 維 持 管 理 費	135,831
5. 受 託 金 収 入	100	5. 他 会 計 繰 出 金	25,000
6. 使 用 料 収 入	2,176	6. 借 入 金	69,050
7. 借 入 金 収 入	149,969	7. 負 担 金	139,078
8. 他 会 計 繰 入 金	70,941	8. 諸 費	9,389
9. 繰 越 金	10,000	9. 予 備 費	10,000
合 計	561,110	合 計	561,110



特別会計

1. 令和2年度発電事業会計収支予算書	収 入 86,100千円	支 出 86,100千円	次年度繰越 0千円
2. 令和2年度太陽光発電事業積立金収支予算書	収 入 72,297千円	支 出 0千円	次年度繰越 72,297千円
3. 令和2年度備荒積立金収支予算書	収 入 155,892千円	支 出 0千円	次年度繰越 155,892千円
4. 令和2年度庁舎改築等積立金収支予算書	収 入 166,929千円	支 出 0千円	次年度繰越 166,929千円
5. 令和2年度職員退職手当積立金収支予算書	収 入 164,129千円	支 出 25,500千円	次年度繰越 138,629千円
6. 令和2年度津島井堰揚水機維持管理費積立金収支予算書	収 入 853千円	支 出 853千円	次年度繰越 0千円
7. 令和2年度地区除外等決済金積立金収支予算書	収 入 409,626千円	支 出 42,188千円	次年度繰越 367,438千円

こんな時は必ず届出をお願いします

組合員の資格等の変更があった場合

- 相続・贈与・経営移譲等
- 農地の売買・交換・貸借等があった場合
- 住所の変更をする場合



農地得喪通知書を提出して下さい

土地改良区の台帳は他の公共機関(法務局・農業委員会等)で手続きを行っても直接、農地得喪通知書による届出をいただきませんと更新できません。届がないと**賦課金は従来の組合員に賦課されます**ので、ご注意ください。



記入例 宮川用水土地改良区区内農地得喪通知書

下記により資格が得喪したから、土地改良法第43条第1項により通知します。
令和〇〇年〇〇月〇〇日

名称	事項	住所	氏名	印	生年月日
現資格者		伊勢市河崎1丁目11番8号 〒516-0009 Tel: 0596(28)6177	宮川太郎 (男)	(宮川)	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
新資格者		多気郡大台町粟生159番 〒519-2428 Tel: 0598(83)2041	粟生花子 (女)	(粟生)	昭和〇〇年〇〇月〇〇日

【宛先】宮川用水土地改良区理事長

1. 地区内農地得喪の対象たる土地、原因及び時期

現資格者が資格を有する土地全部 ← 現資格者のすべてを引継ぐ場合は、
原因【 死亡・相続・経営移譲等 】 ✓を入れ、原因および時期をお書き下さい。
時期【 令和〇〇年〇〇月 】

下記のとおり ← 現資格者の土地の一部を取得される場合は、
✓を入れ、下段へ対象の土地および必要事項をお書き下さい。

※いずれかを
選択して下さい。

市町	大字	小字	地番	地目		地積及面積		原因	時期	摘要
				台帳	現況	台帳	移動			
明和町	池村	惣田	1738-2	田	田	1,000	1,000	相続	令和〇〇年〇〇月	
※2筆以上ある場合は続けて記入して下さい。									原因は死亡 売買・相続等	

※ご注意ください 滞納賦課金は新しい組合員が負担



売買や相続等で土地を取得される場合、土地改良法第42条第1項の規定により、新しい組合員が権利義務を継承することから、対象となる土地に滞納賦課金がある場合は継承することになりますので売買契約等をする場合は、ご注意ください。

農地を転用する場合

宅地・店舗等へ転用する場合

公共用地（道路・河川・公園等）へ転用・寄付する場合

「農地転用等の通知書」等を提出し 地区除外の手続きを行って下さい

地区除外には、決済金の納付が必要です。

決済金とは？

令和2年度 決済金額 **264円/m²**

残存農地を所有（耕作）する組合員が加重負担にならないように土地改良法第42条第2項及び地区除外処理規程により、事業負担金・施設の維持管理費等を一時払いをもって決済していただくものです。

(第1号様式)

記入例

農地転用等の通知書

このたび下記土地についての農地法第5条第...項第...号の規定による許可の申請にあたり、地区除外等処理規程に基づきあらかじめの通知します。

なお同規程第3条の申入れ事項等については別途協議し、第6条の決済金については所定の方法によりこれを納付しますから地区除外を申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

転用組合員 住所 伊勢市河崎1丁目11番8号
氏名 宮川 太郎
転用関係者 住所 多気郡大台町粟生159
氏名 粟生 花子
決済者 住所 伊勢市河崎1丁目11番8号
氏名 宮川 太郎

宮川用水土地改良区
理事長 奥山 伊助 様

記

1 土地 市 明和 町 大字 池村

字名	地番	地目	面積	転用面積	転用目的	備考
惣田	1738-2	田	1,000 ^{m²}	1,000 ^{m²}	住宅建築	
			以下	余白		

- 2 公園写
- 3 位置図
- 4 農業委員会(県知事)に転用許可申請書提出しようとする日転用届出書

(注) 転用に係る土地が所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務に供されている場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。
※申請人又は代理人連絡先

(第1号様式の添付書類)

記入例

誓約書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付私等申出の貴土地改良区区域内 明和町 池村字惣田 1738-2番地外 筆(総数 1,000 m²)の農地転用に關し、農地法第5条の許可を受けるについては、下記事項を遵守することを誓約いたします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 伊勢市河崎1丁目11番8号
転用組合員 氏名 宮川 太郎
住所 多気郡大台町粟生159
転用関係者 氏名 粟生 花子
住所 伊勢市河崎1丁目11番8号
決済者 氏名 宮川 太郎

宮川用水土地改良区
理事長 奥山 伊助 様

記

- 宮川用水土地改良区地区除外等処理規程第6条による決済金は、貴土地改良区の指示される期限内に納入します。
- 農地転用に起因し、国費、県費等の補助金が返還を命ぜられたときは、当該地に相当する額につき決済義務者に於いて納付するとともに、貴土地改良区の事業計画に変更を生ずる場合は、原因者においてその増加費用額を納付します。
- 当該土地が、幹線、宮川用水事業に影響をおよぼすと認められる場合には、全面的に協力します。
- 転用農地内に現存する農業用施設をき損したときは損害補償の責に任じます。
- 転用農地内に現存する農業用施設の維持管理を害さないための工事を施行します。
- 宮川用水路における排水および汚物等の投棄の禁止
- この誓約に違反した場合は、如何なる処置に対しても異議ありません。

各種申請書は、土地改良区にあります。下記の連絡先までご連絡下さい。ホームページからもダウンロードできます。

お問合せは 賦課徴収係 TEL 0596-28-6157

国営施設応急対策事業の状況

木曾川水系土地改良調査管理事務所宮川支所

内容：粟生頭首工ゲート設備等の改修

工期：H28～R2（予定）受益面積4,554ha 関係市町：伊勢市、多気町、明和町、大台町、玉城町

(単位：千円,%)

	全 体	H30年度まで	R1年度	R2年度以降
事業費	2,000,000	1,174,321	455,000	370,679
進捗率(%)		58.7	81.5	

※進捗率は事業費ベース
※全体事業費は令和元年度時点

国営関連県営事業の状況

伊勢農林水産事務所 宮川用水室
松阪農林事務所 農村基盤室

※平成23年度に国の事業名が変更されていますが、旧事業名を用いています。

1. 県営かんがい排水事業 宮川1工区地区

内容：西外城田原線、西外城田土羽線、多気線、相可線、土羽1号線、土羽2号線のパイプライン更新工事

工期：H21～R6（予定）受益面積 430.2ha

関係市町：玉城町、多気町

(単位：千円,%)

	全 体	H30年度まで	R1年度	R2年度以降
事業費	3,471,644	2,670,543	106,151	694,950
進捗率(%)		76.9	80.0	
用水路(m)	15,528	13,940	829	759

2. 県営かんがい排水事業 宮川4工区地区

内容：県営東豊浜線、御園2・3号線、

大湊線・浜郷線のパイプライン更新工事

工期：H18～R5（予定）受益面積 611.4ha

関係市町：伊勢市

(単位：千円,%)

	全 体	H30年度まで	R1年度	R2年度以降
事業費	5,369,262	4,130,334	622,150	616,778
進捗率(%)		76.9	88.5	
用水路(m)	11,275	7,976	985	2,314

3. 経営体育成基盤整備事業 小俣地区

内容：小俣地区の幹線用水路及び末端用水路の
パイプライン化と農道工事

各筆に自動給水栓を設置し、水管理労力の省力化を図り、
担い手等への農地利用集積を進める。

工期：H17～R2（予定）受益面積 271.0ha

関係市町：伊勢市

(単位：千円,%)

	全 体	H30年度まで	R1年度	R2年度以降
事業費	2,524,496	2,374,496	22,763	127,237
進捗率(%)		94.1	95.0	
幹線用水路(m)	4,292	3,992	0	300
支線用水路(m)	40,178	39,078	0	1,100
農道整備(m)	1,091	1,091	0	0

4. 経営体育成基盤整備事業 斎宮地区

内容：斎宮地区の用水路のパイプライン化と
農道整備及び暗渠排水工事

各筆に自動給水栓を設置し、水管理労力の省力化を図り、
担い手等への農地利用集積を進める。

工期：H23～R2（予定）受益面積 196ha

関係市町：明和町

(単位：千円,%)

	全 体	H30年度まで	R1年度	R2年度以降
事業費	2,153,000	1,928,500	164,500	60,000
進捗率(%)		89.6	97.2	
用水路工(m)	31,900	29,159	2,676	65
農道整備(m)	2,100	980	155	965
暗渠排水(ha)	1.3			1.3

5. 農業水利施設保全合理化作業 宮川左岸地区

内容：県営城田線・城田1号線・城田2号線・城田2号支線
粟野支線・下外城田線及び末端用水路の

パイプライン更新工事

工期：H26～R5（予定）受益面積 671ha

関係市町：伊勢市、玉城町

(単位：千円,%)

	全 体	H30年度まで	R1年度	R2年度以降
事業費	5,575,000	1,192,000	641,000	3,742,000
進捗率(%)		21.4	32.9	
幹線用水路(m)	15,800	4,309	2,845	8,646
支線用水路(m)	39,600	2,298	4,057	33,245

6. 農村地域防災減災事業 城田・下外城田地区

内容：石綿管を更新することにより、石綿に起因する影響を
未然に防止するとともに、農業経営の安定を図る。

工期：H26～R5（予定）受益面積 272.2ha

関係市町：伊勢市、玉城町

(単位：千円,%)

	全 体	H30年度まで	R1年度	R2年度以降
事業費	2,014,200	594,139	403,000	1,017,061
進捗率(%)		29.5	49.5	
支線用水路(m)	38,400	11,897	6,927	19,576

7. 農業水利施設保全合理化事業 有爾中・明星地区

内容：県営明星2号線・明星2号支線
中村池線のパイプライン化工事
工期：H27～R4（予定） 受益面積 59.0ha
関係市町：明和町、伊勢市

(単位：千円,%m)

	全 体	H30年度まで	R1年度	R2年度以降
事業費	670,700	255,000	65,500	350,200
進捗率(%)		38.0	47.8	
用水路(m)	3,273	2,489	173	611

8. 農業水利施設保全合理化事業 齋宮第2地区

内容：県営上村線のパイプライン化工事
工期：H27～R5（予定） 受益面積 80.7ha
関係市町：明和町、多気町

(単位：千円,%m)

	全 体	H30年度まで	R1年度	R2年度以降
事業費	973,300	550,500	116,000	306,800
進捗率(%)		56.6	68.5	
用水路(m)	3,122	1,856	931	335

9. 農業水利施設保全合理化事業 田丸地区

内容：県営田丸幹線の一部暗渠化工事及び既設管渠更新工事
工期：H27～R3（予定） 受益面積 95.2ha
関係市町：伊勢市、玉城町

(単位：千円,%m)

	全 体	H30年度まで	R1年度	R2年度以降
事業費	583,200	250,000	53,860	279,340
進捗率(%)		42.9	52.1	
用水路(m)	1,453	832	93	528

土地改良区事業の状況

老朽化した用水施設の補修工事を行っています。

1. 土地改良施設維持管理適正化事業

40期生 村松D揚水機場（伊勢市地内）
41期生 下外城田線用水路（玉城町地内）

ポンプ操作盤の更新
超音波流量計の更新



2. 農業基盤整備促進事業

一之木地区 一之木線用水路（伊勢市地内）

用水路の整備補修

3. 農業水路等長寿命化・防災減災事業

東大淀地区 東大淀第1揚水機場 他（伊勢市地内）
宮川用水地区 菟村分水工 他（明和町地内 他）
有田地区 有田地区用水路（玉城町地内）
野籬地区 勝田2号線用水路（玉城町地内）

揚水機・送水管の更新
流量計の整備補修
用水路の整備補修
用水路の整備補修



タイワンシジミ対策について

宮川用水管内では平成24年頃から地区外から侵入したと考えられる二枚貝（タイワンシジミ類）が繁殖し、農業水利施設（パイプライン、給水栓等）に詰まるなどの通水阻害が生じています。

特にパイプライン末端の給水栓詰まりの被害は甚大で、該当地区の組合員の皆様には大変ご迷惑をおかけしています。

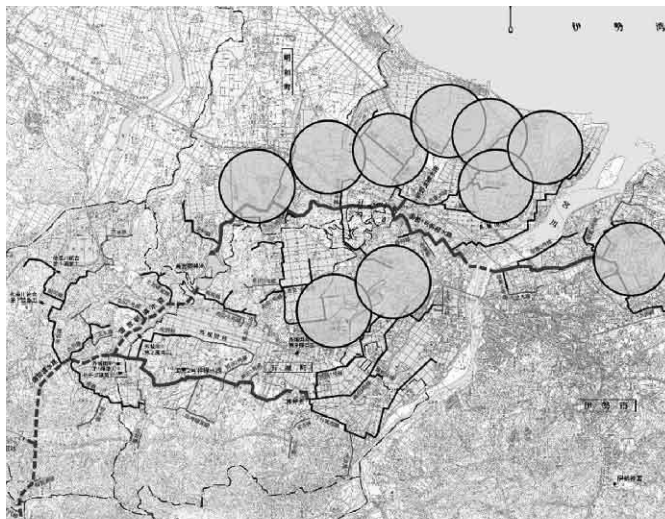
当改良区では被害の軽減対策として、目詰まり箇所の人力除去、主要管水路での定期的な排泥工からの排出作業、また、地元管理施設においても関係役員様に排出作業のお願いを行っているところです。

また、三重大学、東海農政局、三重県で構成する学官民連携調整会議で、タイワンシジミにおける被害軽減の対策について現在、検討をしております。

組合員の皆様におかれましても給水施設利用時は一度給水栓を大きく開けて一定時間開放して頂き、異物等を排出する作業を行って下さい。

また、利用の際は少量の給水ではなく、できる限り短時間で補給できるような操作をお願いします。

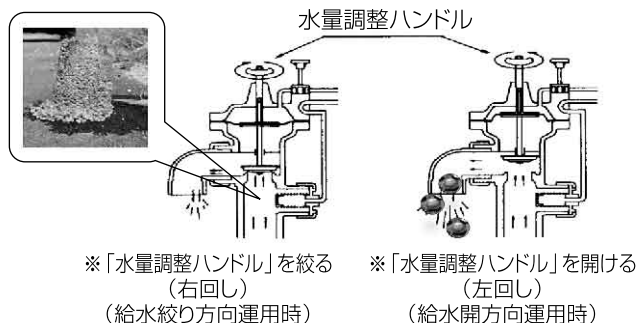
混入被害の多発地区



排出作業状況



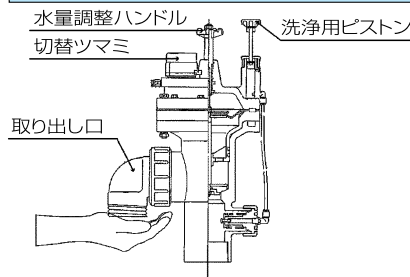
排出されたタイワンシジミ



※「水量調整ハンドル」を絞る（右回し）
（給水絞り方向運用時）

※「水量調整ハンドル」を開ける（左回し）
（給水開方向運用時）

自動給水栓シジミ詰まり対処方法



- ①切替ツマミを「閉マ」にし給水停止
- ②水量調整ハンドルを多く開ける
- ③取り出し口に手を当て押さえる
- ④切替ツマミを「開マ」にし、取り出し口に圧力をかけ、手で押さえきれなくなったところで手を外し貝殻等を排出する

職場体験学習の受け入れ

宮川用水土地改良区では働く事の大切さを知ってもらうために、毎年、中学生を対象とした職場体験学習を受け入れています。

令和元年度は11月6日から3日間、伊勢市立小俣中学校の2年生2名を受け入れ、GISを利用した地図作成、測量実践、揚水機の点検整備を実習体験しました。生徒達は慣れないなか、終始緊張した面持ちでしたが、指示された業務をしっかりとこなしていました。



GIS実習



測量実践



揚水機点検

宮川用水土地改良区利水調整規程を制定しました。

土地改良法の一部改正により、利水調整のルールを定めることが法制化されました。その背景には、近年、担い手の拡大に伴う、農作業の長期化、また、米の作付品種の多様化により、耕作者の水需要形態が大きく変化し、それらに対応するため、農業用水の配分調整ルールを定めました。

○利水調整規程（抜粋）

（原則）

第4条 耕作者等は、水利使用規則（国営宮川用水第二期農業水利事業）に定めるもののほか、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

（配水計画）

第7条 理事会は、この規程に基づき、毎年度、配水計画を定めるものとする。

2 前項の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- （1）粟生頭首工における最大取水量及び取水期間
- （2）配水ブロックへの配水量及び配水期間
- （3）その他必要な事項

（周知）

第11条 理事長は、配水計画を定めたときは、速やかに、広報誌等の方法により組合員に周知するものとする。

宮川用水土地改良区配水計画

（1）粟生頭首工における取水量及び取水期間

（取水口等の位置）

取水口の位置は、粟生頭首工（三重県多気郡大台町粟生158番の3地先）とする。

（取水量等）

最大取水量及び最大使用水量等は、次のとおりとする。

1) 最大取水量

期 間	最大取水量
4月 1日から9月15日まで	10.438m ³ /s
9月16日から3月31日まで	1.501m ³ /s

2) 最大使用水量

期 間	最大取水量
4月 1日から5月10日まで	10.438m ³ /s
5月11日から8月31日まで	9.534m ³ /s
9月 1日から9月15日まで	4.946m ³ /s
9月16日から3月31日まで	1.501m ³ /s

3) 年間総取水量 85,122,000m³

（2）配水ブロックへの配水量及び配水期間

（配水計画の策定）

配水ブロックへの配水量及び配水期間は、国営宮川用水第二期農業水利事業における計画用水系統図のとおりとする。

また、配水量は標準的な水量であり、河川の流況や天候等を勘案して配水することとする。

（かんがい期間）

1) 4月1日から9月15日までを夏期かんがい期間とする。

この内、4月1日から4月10日は通水準備期間、4月11日から9月15日までを本通水期間とする。

2) 9月16日から3月31日までを冬期かんがい期間とする。

（3）無効放流、掛け流しの禁止

本地区で使用する農業用水は、限られた貴重な水資源であり、有効に活用することが必要である。

そのため、できる限り無効放流や掛け流し（以下「無効放流等」という。）を防止するため、無効放流等を発見した場合、何人であってもその給水口を止めることができるものとする。

上記の行為に対して、当該農地の地権者、耕作者等は、何人にも責を追求することはできない。また、上記行為を行ったものはその責を負わない。

すなわち、農地を耕作する者は、適正な水管理の徹底に務めるものとする。

節水にご協力下さい!

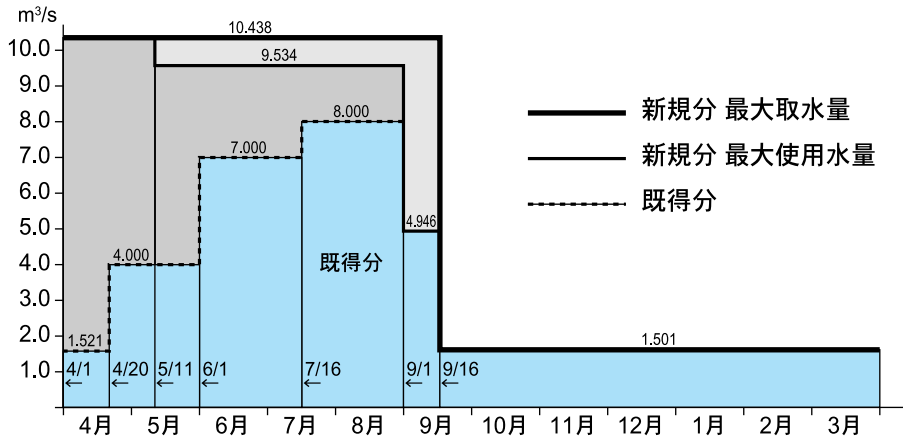
水は限りある資源です。節水にご協力頂き円滑な通水ができるようご協力をお願いします。

このグラフは、宮川から取水できる条件を月日と取水量で表したものです。

粟生頭首工及び玉城町岩出地点で、宮川の河川に水が豊富にないと新規分の取水ができません。4月20日までは冬期かんがい期間の取水量となります。

宮川ダムにはかんがい用の水利権750万トンの水がありますが、これは4月11日以降にしか使うことが出来ません。

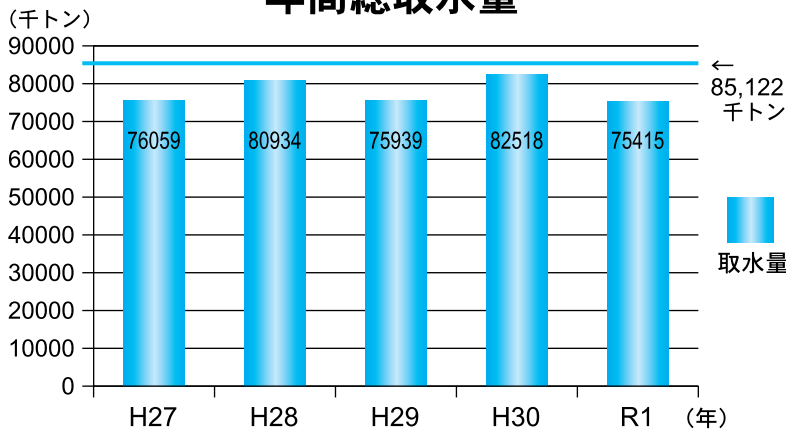
よって、代掻き、田植えは4月11日以降でお願いしています。



さらに、宮川用水は、1年間に取水できる量が決まっています。

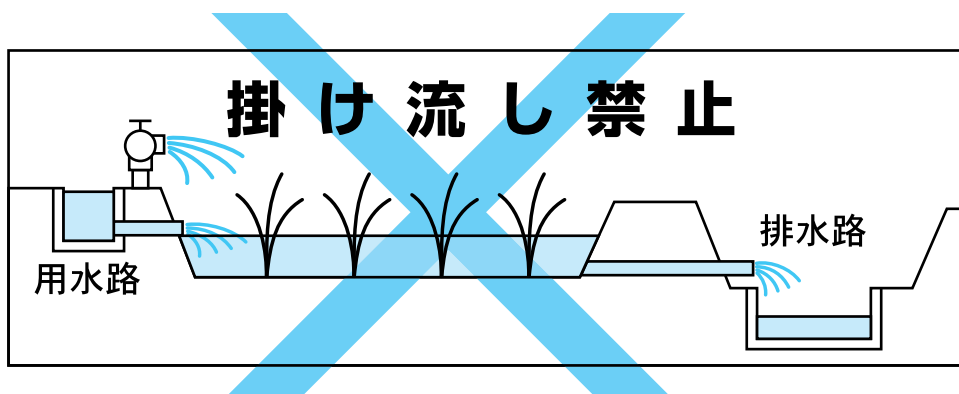
最大取水量：85,122千トンです。これ以上取水することは許されません。

年間総取水量



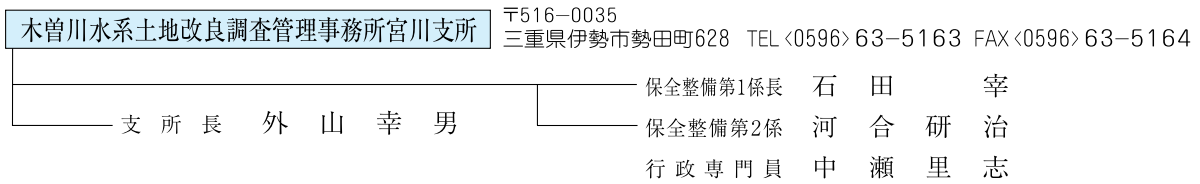
無駄水を無くし、節水にご協力頂くとともに、各地区の代表役員さんには掛け流しを見つけた場合には止めて頂くようお願いしてあります。

このような事が無いよう個々の農家の方々に水管理には十分注意して頂きますようお願いいたします。



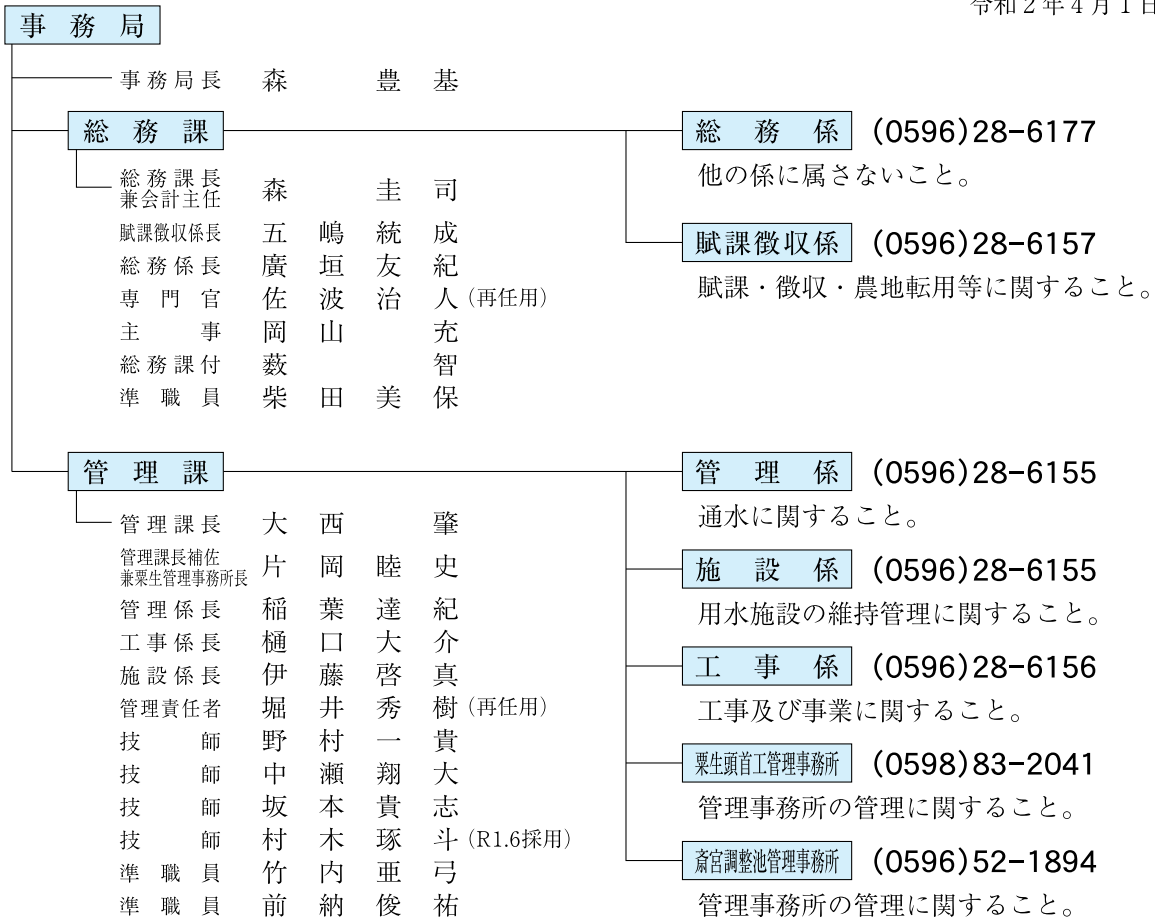
◇令和2年度宮川支所機構図◇

令和2年4月1日現在



宮川用水土地改良区事務局の体制

令和2年4月1日現在



定年退職者

会計主任 林 友美
昭和57年4月入局(勤続37年)

宮川用水土地改良区では、職員を募集しています。

募集職員数 若干名

募集内容は宮川用水ホームページをご覧ください。
(採用が決定次第、募集を終了しますので、ご了承下さい。)

宮川用水土地改良区へのご連絡は

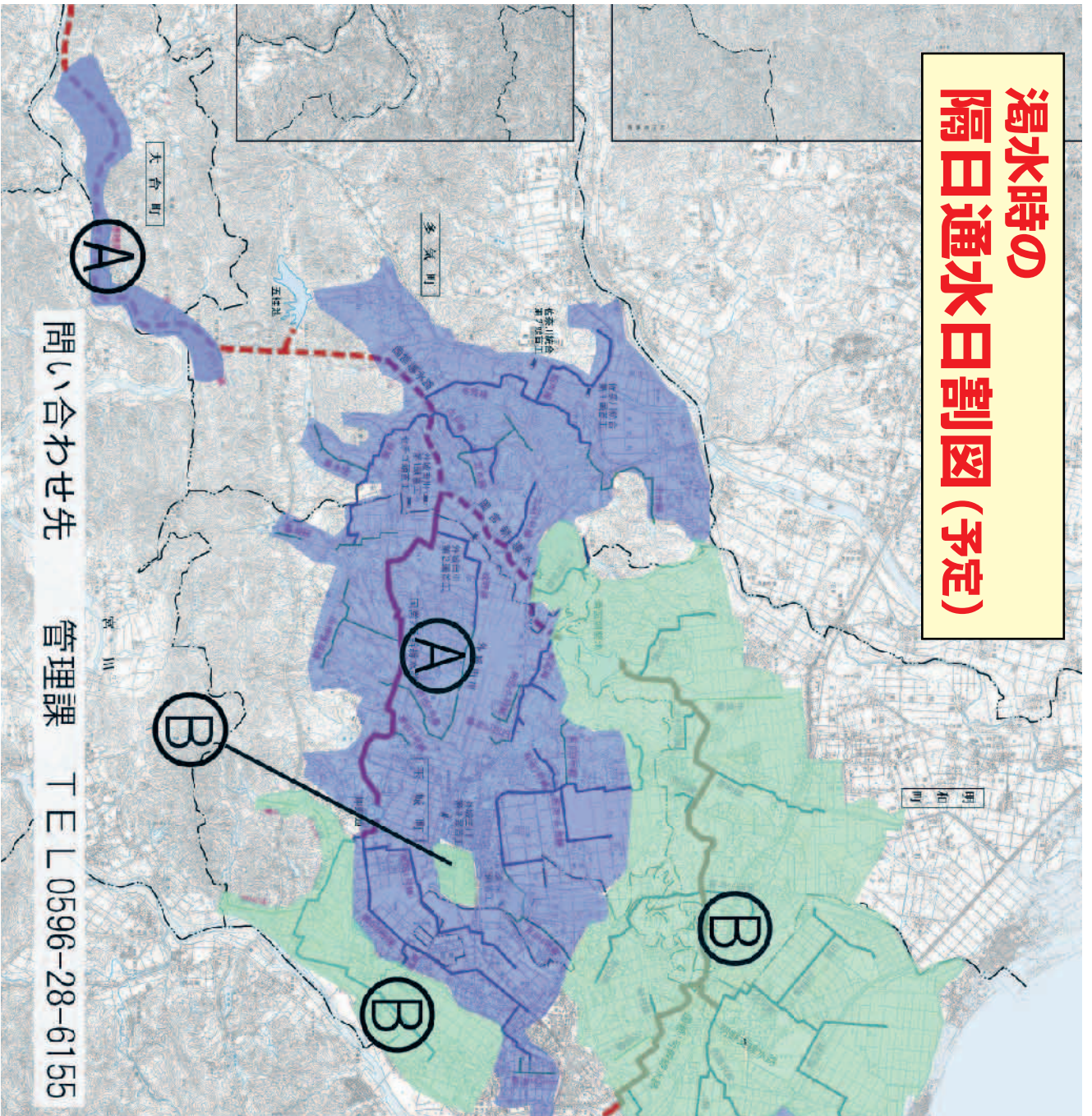
中央管理事務所 (伊勢市河崎1丁目11番8号)

- ☆通水に関すること : 管理係 TEL 0596 28-6155
 - ☆用水施設の維持管理に関すること : 施設係 28-6155
 - ☆工事及び事業に関すること : 工事係 28-6156
 - ☆賦課・徴収・農地転用等に関すること : 賦課徴収係 28-6157
 - ☆その他上記係に属さないこと : 総務係 28-6177
- FAX 0596 28-9083

※漏水等の緊急連絡 : 0596-28-6155
(斎宮調整池管理事務所へ転送されることがありますのでご了承下さい。)

粟生頭首工管理事務所 TEL 0598-83-2041 FAX 0598-83-2017
斎宮調整池管理事務所 TEL 0596-52-1894 FAX 0596-63-8324

渇水時の 隔日通水日割図(予定)



問い合わせ先 管理課 TEL 0596-28-6155

班編制

班	地区名
A班	大台町 (土羽第2揚水機掛りを除く)
	多気町 (朝久田・世古・佐田揚水機・下外城田線掛りを除く)
	伊勢市 (神社・浜郷・大養・城田「栗野支線・下外城田線掛りを除く」)
	伊勢市小俣町 (本町・宮前)
B班	伊勢市御園町 (新開・王中島)
	多気町 (土羽第2揚水機掛り)
	明和町
	玉城町 (朝久田・世古・佐田揚水機・下外城田線掛り)
	伊勢市 (北浜・豊浜・泉宮西豊浜線「西グループ」)
(城田「栗野支線・下外城田線掛り」)	
伊勢市小俣町 (元町・相合・明野・湯田・新村)	
伊勢市御園町 (高向・長屋・上條・小林)	

○通水日
(水が流れる日)

班	4・5月	6・7月	8月
A班	奇数日	偶数日	奇数日
B班	偶数日	奇数日	偶数日